

証明用電気計器(子メーター)の有効期限を確認しましょう。

電気の子メーター管理者の皆様へ

貸ビル・アパート・寮などで管理者と入居者との間で電気料金の配分に使用されている子メーターは、計量法によって有効期間が定められています。

単独計器の有効期限は
検定・適合ラベルで表示してあります。

検定ラベル

(検定に合格したもの)

有効期限 平成38年5月を示す。



平成23年4月より
QRコード付ラベルに変更

適合ラベル

(基準適合検査に合格したもの)



平成23年4月より
QRコード付ラベルに変更

基準適合証印



検定有効期限は
検定票及びラベルで
示してあります。



変成器付計器の有効期限は
検定票で表示してあります。

検定証印



検定票



有効期限 平成33年5月を示す。

封印キャップ

(検定ラベルの場合)

検定証印



平成28年3月以前に検定した
計器は、元号で有効期限を刻印
しています。

封印キャップ

(適合ラベルの場合)



★お問い合わせ先……

計量法に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

◆中部経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課
TEL.052-951-2797 <http://www.chubu.meti.go.jp/>

◆日本電気計器検定所 中部支社
TEL.0568-53-6331 <http://www.jemic.go.jp/>

電気メーターの修理、取替等に関するお問い合わせは、
下記までご連絡ください。

- 中部精機株式会社 TEL.052-872-5095
- 東海電気計器株式会社 TEL.052-935-2845
- 高林電機株式会社 TEL.052-962-5481
- 中部電気工業組合連合会 TEL.052-971-7151

電気メーターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

- 株式会社 エネゲート TEL.06-6458-7936
- 大崎電気工業株式会社 TEL.052-933-2229
- 株式会社 東芝 TEL.052-528-1613
- GE富士電機メーター株式会社 TEL.052-746-1019
- 三菱電機株式会社 TEL.052-565-3145

立入検査に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

- 愛知県計量センター TEL.052-603-6300
- 岐阜県計量検定所 TEL.058-254-8188
- 三重県計量検定所 TEL.059-223-5071
- 静岡県計量検定所 TEL.054-278-8311
- 長野県計量検定所 TEL.0263-47-4006

中部地区証明用電気計器対策委員会

経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課
愛知県産業労働部商業流通課(県代表)
名古屋市民経済局市民生活消費流通課(特定市代表)
日本電気計器検定所 中部支社

中部電力株式会社
一般財団法人 中部電気保安協会
一般社団法人 中部電気管理技術者協会
一般社団法人 名古屋ビルディング協会

一般社団法人 日本配電制御システム工業会 中部支部
中部電気工業組合連合会
電気計器製造事業者
電気計器修理事業者

電気の子メーターに関するQ&A

Q 子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

A 使用できません。検定済で有効期限内のメーターを使用して下さい。
計量法の第16条（使用の制限）により、検定証印又は基準適合証印が付されていないメーターを使用すること、検定証印又は基準適合証印の有効期限を経過したメーターを使用することを制限しています。

Q 有効期限は、どのように決められていますか？

A 計量法で、5～10年と定めています。
メーターの種類により検定有効期限が次のように決められています。
○単独計器の場合………機械式(定格電流 20A・60A) は7年、その他は10年となります。
○変成器付計器の場合………電子式は7年、これ以外のものについては5年となります。

Q 有効期限は、どこを見ればわかりますか？

A 検定票及びラベルで表示しています。→[表面参照](#)
○検定ラベルで表示する場合(単独計器)
○適合ラベルで表示する場合(基準適合検査に合格した単独計器)
○検定票で表示する場合(変成器付計器)
※平成23年4月より、検定ラベル及び適合ラベルはQRコード付ラベルに変更になりました。

Q 子メーターを取り替えるには、どうしたら良いのでしょうか？

A 表面の事業者等にお問い合わせ下さい。→[お問合せ先: 表面参照](#)
検定済のメーターに取り替える方法と、現在使用しているメーターを修理して検定を受ける方法があります。取替工事は、届出修理事業者又は電気工事業者等へお問い合わせ下さい。
※工事費用は、複数の事業者にお問い合わせされることをお勧めします。

Q 誰が子メーターに対する立入検査を実施するのですか？

A 県及び市(行政機関※)が実施します。
子メーターを設置している事業所、事務所等の立入検査は、行政機関の計量担当部署が実施します。
注意: 経済産業省や地方自治体又は日本電気計器検定所から委託等を受け、民間の企業・団体等が立入検査を実施することはありません。
※立入検査を実施する行政機関
○計量検定所→長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
○計量検査所→長野市、松本市、上田市、岡谷市、岐阜市、静岡市、浜松市、富士市、沼津市、名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、一宮市、春日井市、豊川市、半田市、四日市市、津市

Q 子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A あります。
計量法の第172条では「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し又これを併科する」と規定されています。